

## 津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会

### 設置趣旨

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえて津波防災地域づくり法（平成 23 年）が成立し、全国で地域づくりと一体となった津波対策が進められることとなった。現在、最大クラスの津波浸水想定が 32 道府県※で公表されてきた一方で、推進計画の作成は 9 市町※、津波災害警戒区域の指定は 6 府県※という状況であり、海岸堤防等の整備を含む地域と一体となった津波防災地域づくりをさらに重点的に進めて行く必要がある。

一方、砂浜の保全に必要な海岸侵食対策については、国土保全という観点から重要な施策であるにもかかわらず、海岸の延長が長大であることから、十分なモニタリングができていない。現場では顕著な侵食が発生してから対処するという対応となっており、短期、長期の変化に適応した効果的な砂浜の保全対策が必要となっている。

また、砂浜は、海岸環境や優れた景観の保全、海岸の利用などのニーズを有しており、最近では観光立国や海辺の地域の生活を支える重要な場として、積極的に活用していこうとする動きも見られることから、砂浜の保全が重要となってきている。

このような海岸を巡る情勢等を踏まえ、今後の津波防災地域づくりや砂浜保全のあり方と、これを支える技術開発の展望、政策の方向性等について検討する場として、「津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方に関する懇談会」を設置する。

※平成 29 年 8 月末現在

## 津波防災地域づくりと砂浜保全に関する懇談会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「津波防災地域づくりと砂浜保全に関する懇談会」（以下、「懇談会」という。）と称する。

### (目的)

第2条 近年の海岸を巡る情勢等を踏まえ、今後の津波防災地域づくりと砂浜保全のあり方と、これを支える技術の展望、政策の方向性等について、検討することを目的とする。

### (組織)

- 第3条 懇談会は、別表に掲げる者を委員とする。
- 2 懇談会に座長を置き、座長は議事を進行する。
  - 3 新規委員の加入は、委員又は事務局からの推薦により可能となる。
  - 4 特別な事項を処理するために、懇談会に部会を組織することができる。
  - 5 座長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

### (検討内容)

- 第4条 懇談会は、以下を検討するものとする。
- (1) 津波防災地域づくりを推進するための技術開発、政策の方向性
  - (2) 砂浜保全を推進するための技術開発、政策の方向性
  - (3) その他懇談会で必要と認められた事項

(事務局)

第5条 懇談会の事務局は、国土交通省水管理国土保全局海岸室に置く。

2 事務局は、懇談会運営に係る庶務を処理する。

(雑則)

第6条 この規約に定めるものを除き、運営に関して必要な事項は、懇談会において定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成29年9月6日から施行する。

別表

津波防災地域づくりと砂浜保全に関する懇談会 委員名簿

- 宇多 高明 (一財) 土木研究センターなぎさ総合研究所長 兼 日本大学客員教授
- 岡安 章夫 東京海洋大学大学院 教授
- 加藤 茂 豊橋技術科学大学大学院 教授
- 加藤 孝明 東京大学生産研究所 准教授
- 北野 利一 名古屋工業大学 教授
- 黒岩 正光 鳥取大学大学院 教授
- 河野 達仁 東北大学大学院 教授
- 佐藤 慎司 東京大学大学院 教授
- 清野 聡子 九州大学大学院 准教授
- 多々納 裕一 京都大学防災研究所 教授

五十音順、○は座長